

平成 30 年 9 月 13 日

震災関連相談窓口の設置について

平成 30 年北海道胆振東部地震により被災を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

当組合では、このたびの地震により被害を受けられた皆さまに対しまして、各営業店に「震災関連相談窓口」を設置しておりますのでお気軽にご相談下さい。

1. 各種ご相談、お手続き

- (1) 預金証書、通帳、印鑑、キャッシュカードを紛失されたお客さまは、ご本人であることを確認の上、お支払い手続きをさせていただきます。この際、ご本人であることを確認できる資料をできるだけお持ちのうえ、ご相談ください。
- (2) 災害時における手形・小切手の不渡り処分や電子記録債権の取引停止処分について、ご相談ください。
- (3) 災害復旧に向けた各種ご融資やお借入資金のご返済は、各営業店の融資窓口にご相談ください。当組合とのお取引がないお客さまについても、ご相談を受けております。
- (4) 「平成 30 年北海道胆振東部地震」による被災は、災害救助法の適用を受けており「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象災害となっています。一定の要件を満たした場合は住宅ローンなどの免除・減額を受けることができます。詳しくは[こちら](#)をご参照ください。

2. ご相談窓口

- (1) 各営業店に「震災関連相談窓口」を設置しておりますのでお気軽にご相談下さい。
- (2) 電話でのご相談は以下の番号にご相談ください。

預金の払い出し等について	業務推進部	電話番号	231-8136 (代表)
ご融資の相談について	審査部	電話番号	231-8136 (代表)

以上